

## 財務定期監査結果報告

〔危機管理室・市民参画推進局・生活文化観光局〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	寺	坂	光	夫
同	福	浪	睦	夫
同	吉	田	謙	治

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成14年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成14年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

危機管理室

市民参画推進局

生活文化観光局

広聴課，広報課，市民情報サービス課，区政振興課，市民活動支援課  
生活文化課，消費生活課，観光交流課，国際交流課，勤労市民課，  
男女共同参画課，青少年課

### 2 監査の期間

平成14年11月5日～平成15年3月12日

### 3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 主な監査項目

### (1) 収入に関する事務

- ア 徴収委託している文化ホール，区民センター，水族園等の施設の使用料の調定，収納事務
- イ 使用料等の減免事務
- ウ 行政財産の目的外使用料及び償還金の調定，収納事務
- エ 広報印刷物の販売代金及び広告料の調定，収納事務
- オ その他の収入事務

### (2) 支出に関する事務

- ア 市民相談，広報印刷物発行等の事業委託に係る委託料の算定及び支出事務
- イ 補助金等の支出事務
- ウ 勤労者福祉共済事業における給付事業費の支出事務
- エ その他の支出事務

### (3) 契約に関する事務

- ア 施設の管理運営委託等に係る契約事務
- イ 各種事業の実施委託等に係る契約事務

### (4) 財産の管理に関する事務

- ア 使用料等の債権管理事務
- イ 基金の管理，運用に係る事務
- ウ その他の財産管理事務

### (5) その他の事務

## 5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられた。今後，これらの指摘を真摯に受けとめ，早急に適正な事務処理を図るとともに，再発防止と事務処理手続きの改善に努め，事務の精度を向上させたい。

(1) 支出に関する事務

消費者学級活動助成について、各学級に配付される「助成のてびき」に学習会での飲食代(菓子等)は認められない旨が示されているが、収支決算書に茶菓代を含めた報告がなされているにもかかわらず調査を行っていない事例が見受けられた。(生活文化観光局消費生活課)  
適正な事務処理を行うべきである。

補助金の支出について、平成13年度において補助額が歳出額を上回っている事例が見受けられた。(生活文化観光局青少年課)  
精算に係る規定の整備等適正な事務処理を行うべきである。

(2) 契約に関する事務

ワークショップの開催にかかる業務について委託契約を締結しているが、参加者謝礼等にかかる直接経費の執行について、見積書の参加者数と業務終了後に提出された参加者状況表の参加者数が乖離しており、委託料の執行内容が明瞭でない事例が見受けられた。(市民参画推進局市民活動支援課)  
適正な履行確認を行うべきである。

過大包装商品の調査業務について委託契約を締結しているが、見積書における数量が一式計上されており、委託料算定の根拠が示されていない事例が見受けられた。(生活文化観光局消費生活課)  
適正な事務処理を行うべきである。

地方自治法施行令第158条第1項において、地方公共団体の歳入のうち私人に徴収又は収納の事務を委託することができるものは、使用料、手数料、賃貸料及び貸付金の元利償還金に限られているにもかかわらず、雑入にかかる歳入の徴収業務を私人に委託している事例が見受けられた。(市民参画推進局広報課、生活文化観光局観光交流課)  
適正な事務処理を行うべきである。

(3) 財産管理に関する事務

神戸市市民文化スポーツ振興等基金について、同条例施行規則で定められる基金明細簿及び基金運用台帳が整備されていない事例が見受けられた。(生活文化観光局生活文化課)  
適正な事務処理を行うべきである。

(4) その他の事務

外部団体现金の取扱事務について、準公金管理者は事務開始時に行財政局長に届け出ることになっているが、届け出ていない事例が見受けられた。 (生活文化観光局勤労市民課)  
適正な事務処理を行うべきである。